

～未来のまちへつなぐ、自分の思い～

い ぞ う

き ふ

遺贈による寄附

「自分が亡くなった後、残った遺産を四條畷市のまちづくりに役立ててほしい」
「お世話になった四條畷市に恩返しがしたい」
「亡くなった後、財産を四條畷市の将来の子どもたちや高齢者に使ってほしい」

このようなご要望に対して安心して相談できる体制を整えるため、金融機関と連携した取り組みを行っています。

い ぞ う き ふ

遺贈寄附とは…

遺言信託等を活用し、遺言書など一定の条件を満たす方法で生前に本人の意思を示し、亡くなった後に、その内容に基づき遺産の一部・全部を寄附する仕組み。

ゆいごんだいようしんたく

遺言代用信託とは…

遺言書を作成することなく、生前に本人が金銭を信託銀行等に信託することで寄附ができる仕組み。

<遺贈寄附 専門相談窓口>

金融機関名	住所	電話番号	相談方法
りそな銀行 住道支店	大東市赤井一丁目3番14号	072-874-1221	電話、窓口
関西みらい銀行 四條畷支店	大東市学園町3番6号	072-876-1851	電話、窓口
関西みらい銀行 忍ヶ丘支店	四條畷市岡山二丁目1番65号	072-877-0501	電話、窓口
南都銀行 信託コンサルティング室	奈良県奈良市大宮町四丁目 297番地の2	0742-27-1701	電話

※受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。窓口でのご相談は事前予約が必要です。

<遺言代用信託 専門相談窓口>

金融機関名	住所	電話番号	相談方法
南都銀行 信託コンサルティング室	奈良県奈良市大宮町四丁目 297番地の2	0742-27-1701	電話

留意 事項

- ・利用にあたっては、金融機関所定の手数料・報酬等が発生します。
また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用が発生します。
- ・本市では寄附を強要することや、専門口座への振り込みをお願いすることは一切ありません。
- ・相談者の個人に関する情報や遺言の内容は、相談者の同意がある場合や法令等で定められている場合を除き、第三者に提供することはありません。